平成２４年（フ）第３５２号
大分県別府市大字南立石2169番地
破産者　赤嶺　通江
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４７２号
大分県別府市大字鶴見2021番地　県営扇山住宅１Ａ－３－49号
破産者　木部　鉄也
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４８３号
大分市大字森1000番地の42　久保山団地W－78
破産者　山村　文良
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０号
北海道士別市朝日町中央4029番地　中央団地Ｂ棟205号
破産者　伊藤彦太郎
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４号
北海道旭川市東光17条７丁目１番22号
破産者　矢沢　孝清
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５号
北海道旭川市東光17条７丁目１番22号
破産者　矢沢智恵美
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５７号
釧路市入舟３丁目２番１号
破産者　濱　　信吉
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２７７号
北海道帯広市西17条南１丁目17番14号　ロイヤル弐番館105
破産者　皆木　　豊
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
北海道中川郡本別町向陽町68番地２
破産者　小川　**公**子
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第３５７号
盛岡市三本柳13地割22番地29
破産者　小田島幸江
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６６８号
宮城県多賀城市東田中２丁目７番７号　遠藤ハイツ201号
破産者　東海林富子
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６８号
横浜市青葉区千草台23番地６　相模青葉荘31号室
破産者　近藤　浩久
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９号
石川県白山市村井町274番地６、従前の住所石川県白山市千代野南１丁目８番地12
破産者　山田　和美
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３号
静岡県駿東郡清水町新宿244番地の１　アーバンシティ新宿101、開始決定時の住所静岡県駿東郡長泉町中土狩343番地の６　アーバンシティ長泉201号
破産者　小林　徳久
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５２６号
静岡県浜松市東区薬新町309番地　サンハイツ小枝302号
破産者　吉川　健吾
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５２７号
静岡県浜松市天竜区春野町豊岡1689番地
破産者　中澤　　清
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
静岡県浜松市西区西山町1898番地の２　市営西山団地１―101、前住所静岡県浜松市西区大山町4048番地
破産者　土井洋太郎
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
京都市伏見区東浜南町683番地１中書島第４ハッコウハイツ107号、前住所京都市伏見区桃山町泰長老105番地６
破産者　細川　裕之（旧姓小川）
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係